

## ITパスポート取得支援補助金 Q & A

令和4年4月1日作成

(最終修正：令和5年7月5日)

### (目次)

#### 【補助対象について】

- [Q1. この補助金の対象事業者は？](#)
- [Q2. 対象となる従業員は？](#)
- [Q3. 対象となる役員は？](#)
- [Q4. 「広島県内で勤務する」とは？](#)
- [Q5. ITパスポート試験を受験すれば、補助金を受給できますか？](#)
- [Q6. 試験に落ちた場合、再受験することは可能ですか？](#)
- [Q7. 補助金の対象となる対策講座は？](#)
- [Q8. 補助金の対象となる資格手当とは？](#)
- [Q9. 受験料補助の要件となっているリスクリング推進宣言企業とは？](#)
- [Q10. リスクリング推進宣言はいつまでに行う必要がありますか？](#)
- [Q11. 補助対象経費には、講座受講や試験受験に要した旅費等も含まれますか？](#)
- [Q12. 他の補助制度と併用できますか？](#)

#### 【交付申請手続について】

- [Q13. 補助金を受給するまでの手続きの流れは？](#)
- [Q14. 交付申請はいつまでに行う必要がありますか？](#)
- [Q15. 事業着手の考え方は？](#)
- [Q16. 交付申請書や請求書は押印のうえ郵送が必要ですか？](#)
- [Q17. 交付申請を行ってから交付決定までどのくらい時間がかかりますか？](#)
- [Q18. 交付決定後に事業内容に変更があった場合は、手続が必要ですか？](#)
- [Q19. 登録講座を受講する従業員と受講しない従業員について、同時に補助金申請をすることは可能ですか。](#)
- [Q20. 登録講座受講料（もしくは試験受験料）と資格手当は、同一の従業員や役員で同時に補助金申請をすることは可能ですか。](#)

#### 【実績報告について】

- [Q21. 事業完了の考え方は？](#)
- [Q22. 事業はいつまでに完了する必要がありますか？](#)
- [Q23. 実績報告はいつまでに行う必要がありますか？](#)
- [Q24. 実績報告に添付する支出証拠書類とは何を指しますか？](#)
- [Q25. 実績報告に添付する成果が確認できる書類とは何を指しますか？](#)
- [Q26. 講座料及び受験料の支払いは誰が支払うのか？](#)

#### 【ITパスポート試験について】

Q 27. ITパスポート試験とは？

Q 28. 受験する従業員が多いのですが、試験日や試験会場を増やすことはできませんか？

(本文)

Q 1. この補助金の対象事業者は？

A. 下記①又は②に該当し、広島県内に本社、本店、支店又は事業所等を有する事業者が対象となります。そのため、個人などでの申請はできません。

① 法人税法上の普通法人及び協同組合等

② 普通法人又は協同組合等若しくはこれらの代表者が加入する経済団体、経営団体、産業支援団体等

Q 2. 対象となる従業員は？

A. 労働基準法第 107 条に定める労働者名簿の記載対象となる広島県内で勤務する労働者です。従って、正社員だけでなく、契約社員や出向者、パートタイム労働者、アルバイト、技能実習生も対象となります。一方、日雇い労働者や派遣社員は対象外です。ただし、派遣社員は、派遣元企業が申請する場合は対象となります。

Q 3. 対象となる役員は？

A. 法人の登記事項証明書に取締役等で登記がされている方が対象となります。

ただし、大企業の役員は対象となりません。

Q 4. 「広島県内で勤務する」とは？

A. 所属している部署・支店等の勤務地が広島県内に所在している方が対象となります。なお、広島県内の事業所に所属しているが、勤務時間の全てもしくは大半（勤務時間の90%以上）でテレワーク勤務を実施している場合は、補助対象者の居住地が広島県内に所在している方が対象となります。

Q 5. ITパスポート試験を受験すれば、補助金を受給できますか？

A. 事前に補助金の交付決定を受けた上で、試験を受験し合格した場合に、補助対象事業者に対して、合格者数に応じて試験受験料の補助金を支給します。

なお、広島県の登録を受けたITパスポート試験対策講座（以下、「登録講座」という。）を受講した上で、試験を受験し合格した場合は、試験受験料の補助金以外に講座受講料の補助金も支給します。

Q 6. 試験に落ちた場合、再受験することは可能ですか？

A. 何度再受験しても構いません。ただし、補助の対象となる受験料は、Q 22に定める期限までに合格した1回分のみとなります。

Q 7. 補助金の対象となる対策講座は？

A. 広島県の登録を受けたものに限られます。現時点での登録講座は県HPに掲載していま

すので、以下のHPでご確認ください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/72/reskilling-ipasskouzaichiran.html>

Q 8. 補助金の対象となる資格手当とは？

A. 従業員がITパスポート資格を取得した際に社内規程等により一時的に事業者より支給される手当のことです。継続的に毎月の給料に加算される資格手当については対象ではありません。

Q 9. 受験料補助の要件となっているリスキリング推進宣言企業とは？

A. 令和4年4月から、県内企業を対象として、社内でのリスキリングを推進する企業の宣言制度を設けています。

詳しくは、以下のHPでご確認ください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/72/reskilling-sengen-seido.html>

Q 10. リスキリング推進宣言はいつまでに行う必要がありますか？

A. 受験料補助及び資格手当補助の交付を受ける場合はリスキリング推進宣言が要件になるので、補助金の交付申請前に宣言書を公開して県に宣言書の申請を行ってください。補助金の交付申請までに間に合わない場合は、個別にお問合せください。

Q 11. 補助対象経費には、講座受講や試験受験に要した旅費等も含まれますか？

A. 補助対象経費は、講座受講料（補助事業者が、県内従業員の対策講座受講のために、対策講座提供事業者に対して支払った受講料）、試験受験料（補助事業者が、県内従業員の試験受験のために、独立行政法人情報処理推進機構に対して支払った受験料）、資格手当（補助事業者が、県内従業員の試験合格の際に社内規程等によって支払われる資格手当）のみとなります。

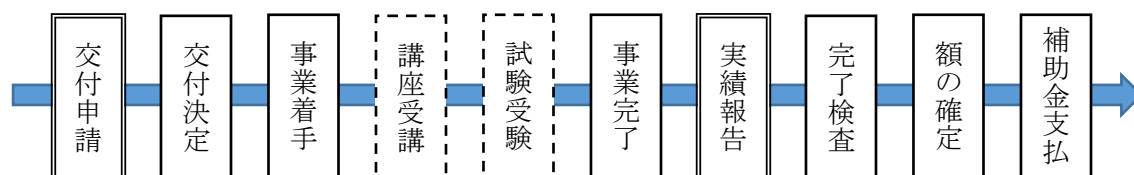
この他の事業推進に要した経費（旅費、振込手数料、郵送料など）は対象外となります。

Q 12. 他の補助制度と併用できますか？

A. 他の補助金、助成金その他これらに類するものの交付を受けている場合は対象外となります。

Q 13. 補助金を受給するまでの手続きの流れは？

A. 次のとおりです。書類の提出は、事業着手前の「交付申請」時と事業完了後の「実績報告」時の2度行う必要があります。



Q 14. 交付申請はいつまでに行う必要がありますか？

A. 交付申請の期限はHPなどで別途お知らせします。

また、事業着手までに交付決定を受ける必要があります。事業着手後に交付申請を行っても、その事業については、補助金の対象外となります。

Q15. 事業着手の考え方は？

A. 事業着手の日は、ITパスポート試験の受験料支払いを行った日、若しくは登録講座を提供する事業者に対して講座受講に関する契約・申込みを行った日のいずれか早い日となります。補助金の対象となるものは、交付決定以降に着手した事業に係る登録講座受講料、試験受験料及び資格手当となります。

Q16. 交付申請書や請求書は押印のうえ郵送が必要ですか？

A. いいえ。手続きに必要な書類は押印不要ですので、添付資料を含めてすべてメールへの添付により申請いただけます。

Q17. 交付申請を行ってから交付決定までどのくらい時間がかかりますか？

A. 事務処理の集中のため、交付申請から2週間程度かかる場合があります。事業着手まで余裕をもって交付申請を行うようお願いします。

Q18. 交付決定後に事業内容に変更があった場合は、手続きが必要ですか？

A. 交付決定後、補助事業に要する経費の増額が見込まれる場合又は20%を超える減少が見込まれる場合は、変更承認申請が必要になります。

Q19. 登録講座を受講する従業員と受講しない従業員について、同時に補助金申請をすることは可能ですか。

A. 可能です。ただし、登録講座を受講しない従業員については、受験料のみの補助となります。

Q20. 登録講座受講料（もしくは試験受験料）と資格手当は、同一の従業員や役員で同時に補助金申請をすることは可能ですか。

A. 同時申請はできません。資格手当の対象の従業員及び役員は、登録講座受講料と試験受験料の申請はできません。

Q21. 事業完了の考え方は？

A. すべての対象者に対し、登録講座受講料及び試験受験料の支払いが終わり、ITパスポート試験の合否状況が確定した日、もしくは、ITパスポート試験の合否状況が確定し、資格手当の支払いが完了した日です。

Q22. 事業はいつまでに完了する必要がありますか？

A. 令和6年3月末までです。

Q 2 3. 実績報告はいつまでに行う必要がありますか？

A. 事業完了後、速やかに実績報告を行ってください。実績報告書の提出期限は、事業完了日（試験の合否が確定した日、もしくは、資格手当の支払いが完了した日）から起算して30日以内、又は補助事業が完了した日の属する県の会計年度の翌会計年度の4月5日のいずれか早い日となります。

Q 2 4. 実績報告に添付する支出証拠書類とは何を指しますか？

A. 次のとおりです。

①登録講座受講料：領収書の写し（宛名が会社名であるものに限る。）。領収書がない場合は、請求書及び下記書類の写し。（不合格者がいる場合は、領収書・請求書に合格者分の金額をメモ書きのうえ提出すること。）

- ・銀行窓口で支払った場合：振込金受取書
- ・ネットバンキングで支払った場合：入出金明細（振込先が明記されているものに限る）、又は振込実行後に発行される振込明細や取引照会結果など

※振込実行前に発行される書類（振込受付明細、振込依頼完了通知など）は不可（ただし、摘要欄に「振込」等と表示され、同一金額の振込が確認できる入出金明細や通帳の写し等と共に提出する場合は可）。

- ・クレジットカードで支払った場合：クレジットカードの利用明細（確定後のもの）
- ・その他の場合：県に事前にご相談ください。

②受験料：領収書の写し（宛名が会社名であるものに限る。バウチャーチケットを購入し、不合格者がいる場合は、領収書に合格者分の金額をメモ書きのうえ提出すること）。領収書がない場合は、県にご相談ください。

③資格手当：領収書の写し（宛名が会社名であるものに限る。）。領収書がない場合は、下記書類の写し。

- ・銀行窓口で支払った場合：振込金受取書
- ・ネットバンキングで支払った場合：入出金明細（振込先が明記されているものに限る）、又は振込実行後に発行される振込明細や取引照会結果など

※振込実行前に発行される書類（振込受付明細、振込依頼完了通知など）は不可（ただし、摘要欄に「振込」等と表示され、同一金額の振込が確認できる入出金明細や通帳の写し等と共に提出する場合は可）。

- ・給与に併せて支払った場合：補助対象事業者が通常使用している給与システム等により、合格者の給与明細書の内訳項目として資格手当等が確認できる場合は、給与明細書の写しでも可。
- ・その他の場合：県に事前にご相談ください。

Q 2 5. 実績報告に添付する成果が確認できる書類とは何を指しますか？

A. 登録講座の受講については、講座修了証書の写しなど、登録講座提供事業者が発行する講座受講を証明する書類を添付してください。

試験の受験については、合格証書の写しを添付してください。Q 2 2に定める期限までに合格証書が届かない場合は、独立行政法人情報処理推進機構が発行する「試験結果レポ

ート」を提出してください。

Q 2 6 . 講座料、受験料の支払いは誰が支払うのか？

A. 補助金交付を申請する法人が支払う必要があります（補助対象経費として資格手当を選んだ場合を除く）。

なお、IT パスポート試験の受験料の一括払いを行う方法として、「バウチャー」を活用する方法があります。

※バウチャーの利用方法について：

<https://www3.jitec.ipa.go.jp/JitesCbt/html/examination/ticket.html>

Q 2 7 . I Tパスポート試験とは？

A. 情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）に基づき、経済産業大臣が行う情報処理技術者試験の一試験区分とされている国家試験です。

詳しくは、以下のHPをご覧ください。

<https://www3.jitec.ipa.go.jp/JitesCbt/index.html>

Q 2 8 . 受験する従業員が多いのですが、試験日や試験会場を増やすことはできませんか？

A. 試験日や試験会場の設定については、IT パスポート試験の HP をご確認くださいうえで、IT パスポート試験コールセンターに直接お問い合わせください。

詳しくは、以下のHPをご覧ください。

[https://www3.jitec.ipa.go.jp/JitesCbt/html/home/info\\_111125.html](https://www3.jitec.ipa.go.jp/JitesCbt/html/home/info_111125.html)